

分野別計画

新市のまちづくりを効果的に進め「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間市」実現のため、分野別の施策を次のように展開していくものとします。

1. 都市基盤の整備

【基本方向】

新市のもつ地理的優位性を活かしたまちづくりを進めるため、広域幹線道路と地域内の幹線道路を整備し、地域の一体化を容易にするなど、合併効果を高めるものとします。

また、既に着手している駅周辺整備については引き続き推進するとともに、地域内の均衡ある発展を図る市街地整備を進め、その際にユニバーサルデザインの理念を反映し、人にやさしいまちづくりに努めます。

(1) 幹線道路の整備

新市発展の基盤となる、北関東自動車道及び国道50号や国道355号バイパス等の都市施設の早期整備を促進します。

国道、主要地方道及び一般県道については、新市内外の連携強化や一体的なコミュニティ形成を図る重要な広域幹線道路として整備を促進します。

新市の一体感を醸成し合併効果を高めるために、各地区の市街地を結ぶ幹線道路を整備します。

(2) 景観の整備

地域の歴史・文化を活かすため、歴史的な建造物保存や町並み景観の整備に努めます。

新市の一体化を図り、来訪者への安らぎを提供するため、公共施設等のサイン計画を推進します。

(3) 市街地の整備

交通の利便をさらに高めるため、駅周辺の整備を推進します。

均衡ある発展のため、区画整理事業等市街地整備を進めます。

(4) 土地利用

国土利用計画に基づき、整備、開発及び保全のバランスに配慮した土地利用を進めます。

市街地に隣接する畜産試験場跡地など、大規模公有地（県有地）について、新市のまちづくりに活用すべく茨城県とともに検討します。

友部地区の総合流通センター整備事業や笠間地区の北関東自動車道拠点整備事業を促進します。

【主な事業】

項 目	事 業
幹線道路の整備	幹線市道の整備 都市計画道路の整備 橋梁整備・架け替え事業
景観の整備	歴史的な町並みづくりの推進 サイン計画の推進
市街地の整備	駅周辺の整備 土地区画整理事業の推進
土地利用	都市計画マスタープランの策定 都市計画図の作成 大規模公有地活用のための協議 総合流通センターの整備促進 北関東自動車道拠点の整備促進

【国・県事業】

項 目	事 業
幹線道路の整備	国道355号のバイパス整備 主要地方道宇都宮笠間線の整備 主要地方道日立笠間線の整備 主要地方道土浦笠間線の整備 主要地方道大洗友部線のバイパス整備 都市計画道路宿大沢線の整備 主要地方道水戸岩間線の整備 一般県道平友部停車場線の整備 一般県道上吉影岩間線のバイパス整備

2. 保健・医療と福祉の充実

【基本方向】

少子高齢化社会が進展していくなかで、次世代育成支援施策や高齢者の生きがい対策を強化するとともに、多様化している住民ニーズに対応する施策展開を図り、地域の特性を活かして、活力ある地域を育てていくものとします。

特に、友部地区では医療、福祉施設が整備されており、これらの施設の活用と連携を図ります。

(1) 保健予防・健康づくりの推進

各地域にある保健センターを核として、住民が健康で生活できる健康増進策を強化します。

また、健康づくりの施策を計画的に進めるため「健康日本21市町村計画」を策定します。

医療ニーズの多様化、高度化に対応した総合的な地域医療提供体制確立のため、医療機関相互の機能分担、連携強化や医療環境の整備を推進するとともに、救急医療体制の充実を図ります。

(2) 地域福祉の充実

地域福祉活動の基本となる新市の「地域福祉計画」を策定します。

地域福祉活動の中心的役割を担う、社会福祉協議会の活動を支援・強化します。

合併に伴う行政区域の広域化に対応し、交通弱者が利用しやすい福祉バス等の運行区域の拡大を検討します。

(3) 高齢者福祉の充実

高齢者福祉施設の整備など介護サービス提供体制の充実やサービス内容の向上を図り、介護保険制度の円滑な運営に努めます。

高齢者が要介護にならず自立した生活が送れるよう、介護予防や生活支援の提供を行います。

高齢者がいつまでも健康で、生きがいをもって生活が送れるよう、シルバー人材センターや高齢者クラブ等への支援を行います。

(4) 児童福祉・子育て支援の充実

3市町が策定した「次世代育成支援行動計画」に基づき、計画的かつ総合的な子育て支援施策を推進します。

公立保育所と私立保育所の連携を図り、保育内容の充実を図ります。

地域における子育て支援ネットワークづくりを進め、共働き世帯への支援となる、放課後児童クラブや子育てサポート事業を充実します。

(5) 障害者（児）福祉の充実

障害者（児）の社会参加を促進するため、障害者の就労支援と在宅サービスの充実を図ります。

障害者支援費制度に基づくサービスの充実や利用促進を図ります。

障害者福祉施設や相談体制の充実を図るとともに、障害者（児）福祉団体の支援を進めます。

(6) ひとり親家庭等の福祉の充実

ひとり親家庭や父母のいない児童などが安心して生活できるよう、生活や子育てに対する不安を解消するとともに相談・指導体制の充実に努めるなど、生活安定と自立を促します。

(7) 低所得者福祉の充実

就労や社会参加等を促し、対象者の自立を支援するとともに、相談体制を充実させるなど精神的な支援を行います。

【主な事業】

項 目	事 業
保健予防・健康づくりの推進	健康日本21市町村計画の策定 健康推進事業の実施 医療福祉費支給制度の充実（未就学児童） 母子保健事業の推進
地域福祉の充実	地域福祉計画の策定 社会福祉協議会の支援 地域ケアシステムの推進
高齢者福祉の充実	福祉バス等の運行 在宅支援センターへの支援 介護予防事業の推進
児童福祉・子育て支援の充実	次世代育成支援行動計画の実施
障害者（児）福祉の充実	障害者基本計画の策定 障害者支援制度の充実
ひとり親家庭等の福祉の充実	相談・指導体制の充実
低所得者福祉の充実	支援・相談体制の充実

3. 生活環境の整備

【基本方向】

生活の快適性を実現し、住み良いまちを目指していくため、生活道路の整備、防犯・防災対策、交通安全対策及び生活排水対策等を推進し、自然と調和する環境を維持するものとします。

また、生活環境づくりには一人ひとりの住民が重要な役割を担うことから、自然環境等について住民の意識高揚を図ります。

さらに、消費者トラブルが増加していることから、消費者啓発、相談の実施に努めます。

(1) 生活道路の整備

市内の生活道路は、幹線道路の整備に併せて計画的に整備を進めます。

歩行者・自転車が安全に通行できる歩車道を分離した道路の整備を進めます。

(2) 防犯体制の強化

防犯灯等の整備に努めるほか、犯罪の起こりにくい環境整備を推進します。

警察・防犯団体・地域と連携して、日頃からの防犯対策の推進、防犯意識の啓発を図ります。

安心して安全な教育環境・子育て環境を築くため、幼稚園や保育所及び小中学校等の警備体制と安心できる通学環境の整備に努めます。

(3) 交通安全体制の充実

交通安全施設等の整備に努めるほか、安全な交通環境を整備します。

警察、交通関係団体、地域と連携して、日頃からの交通安全対策の推進、交通安全意識のPRを図ります。

(4) 消防・防災体制の充実

防災計画等に基づき、防災設備や防災活動拠点を確保し、防災体制の強化・消防器具の充実を図り、併せて避難所を確保し、災害に強いまちづくりを進めます。

常設消防と非常設消防団の連携を強化し、消防体制の充実を図ります。

(5) 公園・緑地・河川の整備

生活を豊かにするため、都市公園整備を進めます。

吾国愛宕県立自然公園、笠間県立自然公園や野口池自然環境保全地域など、新市の自然環境の保全に努めます。

新市の中心部を、北部から南東部に貫流する涸沼川について、安全性と快適性を確保した治水事業を推進するとともに、市民の憩いの場として有効活用を図り

ます。

(6) 上水道の整備

「安全でおいしい水」を安定的に供給するため、水道施設の適正な維持管理に努めるとともに、施設の一元的管理を図るものとします。

老朽施設の整備改善を進めるとともに、未加入世帯の解消を図ります。

(7) 生活排水対策

一部事務組合と町単独で進めてきた公共下水道事業について、組織を一本化することによって、より効率的な事業運営を図ります。

快適で住みよい環境づくりと公共用水域の水質の保全を図るため「生活排水ベストプラン」に基づき、公共下水道事業、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽設置事業により効率的な生活排水対策を行ないます。

(8) ごみ対策

友部・岩間地区のごみについては、友部地方環境組合で処理し、笠間地区については委託しておりますが、今後は新たに供用となるエコフロンティアとの連携を図ります。

ごみに対しては、減量が最大の効果であることを基本として、3Rの意識を徹底します。

3R : reduce (減量) reuse (再利用) recycle (循環)

【主な事業】

項 目	事 業
生活道路の整備	生活道路の整備
防犯体制の強化	防犯灯設置事業 学校、幼稚園、保育所の安全警備事業
交通安全体制の充 実	交通安全啓発事業 交通安全施設整備事業
消防・防災体制の 充実	消防車両等整備・更新 消防水利（消火栓・貯水槽）の整備
公園・緑地・河川 の整備	都市公園の整備 緑の基本計画策定
上水道の整備	上水道事業 施設の維持管理及び一元化
生活排水対策	公共下水道事業 農業集落排水事業 合併処理浄化槽設置の推進
ごみ対策	3Rの推進 生ごみの容器（堆肥化）補助事業

【国・県事業】

項 目	事 業
公園・緑地・河川 の整備	笠間芸術の森公園整備事業 湊沼川河川改修事業

4．教育文化の充実

【基本方向】

地域社会づくりのためには、次世代を担う人材の育成は重要であり、学習の場となる幼稚園・小中学校の教育環境を整えるものとします。

また、住民の学習意欲を満ち、文化やスポーツ振興を図るため、各種施設の機能を高め有効活用を図ります。

(1) 幼児教育の充実

少子化現象を考慮し、新市では公立幼稚園と私立幼稚園の連携をさらに強化します。

(2) 学校教育の充実

小学校と中学校の一貫性を図るため、継続性のある教育環境の整備を推進します。

義務教育施設について、建築経過等を踏まえ、新築又は改築を計画的に実施します。

学校敷地内や登下校時の防犯対策及び安全対策を強化します。

(3) 生涯学習の推進

中央公民館など、地域に整備されている生涯学習施設の連携や有効活用を図るとともに、開設講座等の充実を図ります。

3市町に設置されている図書館の連携を図り、図書検索システムを導入するなどサービスの充実を図ります。

(4) 文化の振興

有形・無形の文化財をはじめ、伝統ある行事・祭事・遊び・工芸・伝承など身近な生活文化、地域文化を積極的に保護し広く内外に発信します。

新市には、芸術の森公園、芸術の村、日動美術館など優れた芸術文化施設が設置されており、これらの施設から広域的視点で、新たな芸術文化創造の芽を育てるとともに、国際的な視野に立つ芸術文化を振興し、地域のブランド力を高めるものとします。

(5) スポーツの振興

笠間地区総合公園をはじめ、各地域に整備された既存施設を中心として、学校施設なども活用したスポーツの振興を図ります。

施設利用予約システムについて、その利用促進を図ります。

気軽に親しめる機会の拡大のため、スポーツイベントの充実や関係団体の育成、

支援を図り、スポーツ少年団等の交流を促進します。

(6) 国際交流

国際交流協会などの組織を軸に、市民や企業と連携し、交流事業を活発化します。

国際理解の意識高揚のための環境づくりを、学校教育や高度情報利用（インターネットなど）を通じて進めます。

【主な事業】

項目	事業
幼児教育の充実	就園奨励費による助成
学校教育の充実	小・中学校施設の耐震化及び改修事業 給食施設の充実 情報教育（コンピュータ）の充実 地域の特色を生かした教材の作成
生涯学習の推進	公民館活動の支援 図書館の書籍検索システムのネットワーク化
文化の振興	市民文化祭の充実 国際陶芸イベント開催
スポーツ振興	各種イベントの開催 スポーツ施設予約システムの利用促進
国際交流	国際交流協会への支援

5 . 産業の振興

【基本方向】

新市は、新規の企業を誘致するとともに地域内での既存産業を育成するなど、企業集積の拡大を図り、地域の活性化と雇用の促進を図るものとします。また地域ブランドを活用して農産物振興に結び付けるものとします。

(1) 農林業の振興

友部・岩間地区の栗を中心とした果樹栽培、菊をはじめ付加価値のついた花卉栽培については、観光業との連携により新たな産業の視点での展開を図ります。

クラインガルテン（笠間地区・本戸）を中心として、農村と都市住民の交流を推進します。

地産地消型の農業を進めることにより、生産者と消費者の連帯感が生まれ、安心できる農産物の生産と安定的な農業振興を図ります。

土地改良事業の推進により生産基盤を確立します。

農業集落排水事業の推進を図り、農村の生活環境の改善に努めます。

畜産糞尿の処理施設や農業集落排水汚泥処理施設の整備に努め、汚泥などを肥料として、農地への還元を図り循環型農業を進めます。

林業振興のために支援を行います。

(2) 商業の振興

自治金融、振興金融制度の活用を推進するなど、商業者の経営を支援します。

既存商店街に対しては、中心市街地活性化基本計画に基づいて支援します。

地域商業拠点と連携したまちづくりを進めます。

(3) 工業の振興

恵まれた道路網や地理的な好条件を活かして、企業誘致を積極的に推進します。

物流機能の高度化を図るため、新市の立地条件を活かせる総合流通センターの整備を促進します。

石材工業、窯業を中心に、特徴ある地場産業の育成、支援を行ないます。

(4) 観光の振興

地域内の観光のネットワーク化を図ります。

吾国愛宕県立自然公園、笠間県立自然公園、野口池自然環境保全地域など、恵まれた自然環境を観光レクリエーション面での活用を図ります。

クラインガルテンを核として、グリーンツーリズムに取り組み、新たな視点からの観光振興を進めます。

既存の観光イベントを継続・発展させていきます。
 ブランド力のある域内の果樹や花卉を観光に活用します。
 市内外の交流人口の拡大を図るなど、マンパワー - を活用したまちづくりを進めるとともに、「笠間ファンクラブ」のPRによりリピーターの拡大を図ります。

【主な事業】

項 目	事 業
農林業の振興	観光業との異業種交流推進 グリーンツーリズムの推進 土地改良事業の推進 地産地消型農業の推進 循環型農業の推進
商業の振興	振興金融、自治金融制度活用の促進 中心市街地活性化事業の支援
工業の振興	企業誘致の推進 総合流通センターの整備促進 地場産材の活用
観光の振興	観光のネットワーク化 グリーンツーリズムの推進 イベントの推進、支援 笠間ファンクラブの推進

6. 住民参画の推進

【基本方向】

活力ある新市を構築していくため、行政運営に住民の意向を反映し、魅力的な地域社会の醸成に努めるものとします。

特に、実践されている「住民との協働」をさらに発展させます。

(1) 住民参画の強化

住民参画を促すために、新市の住民の一体化を図るとともに、地域コミュニティの活性化を図ります。

笠間地区の「まちづくり教室」、友部地区の「友部学」が住民参画の牽引となっていることから、これらの住民参画活動の芽を引き続き拡大発展させます。

また、各地域で育んできた、住民活動を大切に生かします。

(2) 地域間交流の支援

新市の一体感を醸成するため、スポーツや文化面でのイベントを積極的に開催します。

(3) 男女共同参画の推進

一人ひとりの違いを認め、互いの人権を尊重しながら家庭、地域、学校等で、男女共同参画意識を普及させます。

男女共同参画によるまちづくり推進のため、あらゆる分野での女性の参加を積極的に推進します。

(4) 情報公開の推進

住民参画を進めるうえで、行政と住民が情報を共有することは重要な要件となっていることから、積極的に情報を公開します。

【主な施策】

項目	事業
住民参画の強化	まちづくり活動の推進
地域間交流の支援	新市が一体となって行うイベントの開催
男女共同参画の推進	新市男女共同参画基本計画の策定
情報公開の推進	パブリックコメントの充実 情報公開の推進

7. 行財政の効率化

【基本方向】

地方分権社会や多様化する行政ニーズに対応し、潤いのある市民生活をサポートできる行政サービスを提供していくとともに、合併の効果を組織や財政基盤に反映させ、県央地域の拠点となる自治体を構築していくものとします。

(1) 安定した財政運営の確立

経済状況が厳しさを増すなか、各施策や事業の緊急性、必要性を評価し、合併特例債を新市の一体感醸成と地域間の格差解消に活用します。

コスト意識の徹底、重複投資等の回避など、支出の抑制、経費節減を徹底します。

公共施設等の統廃合などにより、重複施設の維持管理経費を抑制するなど、効率的な財政運営を行います。

(2) 行政改革の推進

これまで3市町で進めてきた行政改革を、合併を契機にさらに推進し、職員の給与及び職員数の適正化、事務事業の見直し（事務事業評価制度等）民間委託や民間資金の活用（PFI）等に取り組み、得られた効果を専門職の配置や組織づくりに活かします。

住民サービスの向上を図るため、本庁舎、支所ともワンストップサービスに努めます。

(3) 情報化の推進

効率的な行政運営や窓口サービスなど、住民サービスの利便性の向上を図るため、各庁舎や公共施設のネットワーク化や各種申請・届け出等の電子化などを進め、電子自治体の実現を図ります。

IT社会の進展に対応した利便性の高い社会づくりを図るため、地域格差のない高速大容量通信網の利用環境の整備に努めます。

【主な事業】

項 目	事 業
安定した財政運営の確立	補助金の見直し 公共工事のコスト削減
行政改革の推進	行政改革大綱の策定 定員適正化計画の策定 職員給与の適正化 庁舎（本庁及び支所等）の改修 新市総合計画の策定 ワンストップサービスの導入
情報化の推進	IT化の推進（情報システムの統一） セキュリティ、情報管理の徹底